

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 制定した規則

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 内容

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴い、実施細目を定めるもの

ア 本人確認、手数料納付、添付書類の省略に関する規定の新設

イ 条例改正に伴う文言修正

(3) 施行期日

令和2年4月1日

2 臨時代理を行った日

令和2年3月31日

3 臨時代理を行った理由

令和2年4月1日に川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例が一部改正となることに伴い、同日までに規則の規定を整備する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年川崎市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

第1条中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「第3条から第6条までの規定に基づき教育委員会等に係る手続等を」を「に基づき、」に、「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会等に係る手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規則の規定の例による。

第3条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第8条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第15条とする。

第7条中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の作成等を行うとき」を「により作成を行う場合において」に、「当該書面等に記載すべき」を「当該作成等に係る」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（条例第7条の規則等で定める書面等及び措置）

第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそ

れぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措 置
<p>1 住民基本台帳法 （昭和42年法律第 81号）第12条第 1項に規定する住民 票の写し又は住民票 記載事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>（1）電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の教育委員会等への提供</p> <p>（2）電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の教育委員会等への提供</p> <p>（3）個人番号カードの教育委員会等への提示</p>
<p>2 区長が作成する印 鑑に関する証明書</p>	<p>1の項右欄（1）に掲げる措置</p>

第6条を第12条とする。

第5条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- （1）第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- （2）電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望

する旨の教育委員会が別に定めるところにより行う届出

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると教育委員会等が認める場合

第4条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に、「同項に規定する申請等を行う者」を「前条の申請等をする者」に改め、同条第2項第1号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第5項中「条例第3条第1項に規定する」を「前条の」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると教

育委員会等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある

と教育委員会等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、教育委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって教育委員会が別に定める技術的基準に適合するものものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、教育委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって教育委員会が別に定める技術的基準に適合するものものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴い、申請等に係る電子情報処理組織について定めること、情報通信技術による手数料の納付について定めること等のため、この規則を制定するものである

。

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○<u>川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則</u></p> <p>平成18年7月12日教委規則第6号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>（平成18年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）<u>に基づき</u>、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>2 教育委員会等に係る手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規則の規定の例による。</u></p> <p>(第2条 略)</p> <p>(手続等の告示)</p> <p>第3条 教育委員会は、教育委員会等に係る手続等のうち、条例及びこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行うものについて、あらかじめ、その根拠となる条例等の条項その他必要な事項を告示するものとする。</p> <p><u>(申請等に係る電子情報処理組織)</u></p> <p><u>第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、教育委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって教育委員会が別に定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u></p>	<p>○<u>川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</u></p> <p>平成18年7月12日教委規則第6号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成18年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）<u>第3条から第6条までの規定に基づき教育委員会等に係る手続等を</u>電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(第2条 略)</p> <p>(手続等の告示)</p> <p>第3条 教育委員会は、教育委員会等に係る手続等のうち、条例及びこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行うものについて、あらかじめ、その根拠となる条例等の条項その他必要な事項を告示するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第5条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（教育委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項及び第6項において同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める方法により、当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書</p> <p>(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）</p> <p>(3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める電子証明書</p> <p>3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する措置及び申請等を行った者を確認するための措置（教育委員会が別に定める方法による措置に限る。）とする。</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（教育委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項及び第6項において同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める方法により、当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書</p> <p>(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）</p> <p>(3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める電子証明書</p> <p>3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する措置及び申請等を行った者を確認するための措置（教育委員会が別に定める方法による措置に限る。）とする。</p>

改正後	改正前
<p>4 同一の内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。</p>	<p>4 同一の内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。</p>
<p>5 第1項の規定により申請等を行う者は、教育委員会が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）に記載すべき事項を<u>前条</u>の申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び教育委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該添付書面等を提出しなければならない。</p>	<p>5 第1項の規定により申請等を行う者は、教育委員会が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）に記載すべき事項を<u>条例第3条第1項に規定する</u>申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び教育委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該添付書面等を提出しなければならない。</p>
<p>6 前項の規定にかかわらず、教育委員会等は、第1項の規定により申請等を行う者が当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第2項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する措置を講じるときは、添付書面等のうち教育委員会が別に定めるものの提出を省略させることができる。</p>	<p>6 前項の規定にかかわらず、教育委員会等は、第1項の規定により申請等を行う者が当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第2項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する措置を講じるときは、添付書面等のうち教育委員会が別に定めるものの提出を省略させることができる。</p>
<p><u>（情報通信技術による手数料の納付）</u></p>	
<p><u>第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</u></p>	
<p><u>（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）</u></p>	
<p><u>第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p>	
<p><u>（1）申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会等が認める場合</u></p>	
<p><u>（2）申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと教育委員会等が認める場合</u></p>	
<p><u>（処分通知等に係る電子情報処理組織）</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、教育委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて教育委員会が別に定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u></p>	
<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p>
<p><u>第9条 教育委員会等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により</u>処分通知等を行うときは、教育委員会が別に定めるところにより、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。</p>	<p><u>第5条 教育委員会等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して</u>処分通知等を行うときは、教育委員会が別に定めるところにより、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。</p>
<p>2 教育委員会等は、前項の処分通知等を行うときは、原則として、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録するものとする。</p>	<p>2 教育委員会等は、前項の処分通知等を行うときは、原則として、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録するものとする。</p>
<p>3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録する措置とする。</p>	<p>3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録する措置とする。</p>
<p><u>(処分通知等を受ける旨の表示の方式)</u></p>	
<p><u>第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。</u></p>	
<p><u>(1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力</u></p>	
<p><u>(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の教育委員会が別に定めるところにより行う届出</u></p>	
<p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める方式</u></p>	
<p><u>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)</u></p>	
<p><u>第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会等が認める場合</u></p> <p><u>(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると教育委員会等が認める場合</u></p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第12条 教育委員会又は教育委員会に置かれる機関は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行うときは当該事項をインターネットを利用する方法又は当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第13条 教育委員会等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により<u>作成等を行う場合においては</u>、教育委員会が別に定めるところにより、<u>当該作成等に係る</u>事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。</p> <p>2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、これを前項に規定するファイルに記録する措置又は同項に規定する磁気ディスクをもって調製する措置とする。</p> <p><u>(条例第7条の規則等で定める書面等及び措置)</u></p> <p>第14条 <u>条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第6条 教育委員会又は教育委員会に置かれる機関は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行うときは当該事項をインターネットを利用する方法又は当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第7条 教育委員会等は、条例第6条第1項の規定により<u>書面等の作成等に代えて当該書面等に係る</u>電磁的記録の<u>作成等を行うときは</u>、教育委員会が別に定めるところにより、<u>当該書面等に記載すべき</u>事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。</p> <p>2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、これを前項に規定するファイルに記録する措置又は同項に規定する磁気ディスクをもって調製する措置とする。</p>

改正後		改正前
<u>書面等</u>	<u>措置</u>	
<u>1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</u>	<u>次のいずれかに掲げる措置</u> <u>（1）電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の教育委員会等への提供</u> <u>（2）電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の教育委員会等への提供</u> <u>（3）個人番号カードの教育委員会等への提示</u>	
<u>2 区長が作成する印鑑に関する証明書</u>	<u>1の項右欄（1）に掲げる措置</u>	
（委任） <u>第15条</u> この規則に定めるもののほか、教育委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の <u>情報通信技術</u> を利用する方法により行う場合に必要事項は、教育長が別に定める。		（委任） <u>第8条</u> この規則に定めるもののほか、教育委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の <u>情報通信の技術</u> を利用する方法により行う場合に必要事項は、教育長が別に定める。